

## 第5 公益財団法人 群馬県農業公社

担当部局：農政部

### 1. 法人の概要

#### (1) 基本情報

法人の名称	公益財団法人 群馬県農業公社
所在地	群馬県前橋市総社町総社 2326-2
設立年月日	昭和45年10月1日
代表者名	理事長 樋口 努
資本金	631,121 千円
県の出資割合	49.8%
事業内容	1. 農地利用の効率化・高度化及び農地保有の合理化を促進する事業 2. 農業保有の合理化に関する事業の実施に必要な資金の供給 3. 青年農業者等担い手の確保・育成 4. 農業用機械等による作業の受託 5. 農用地等の造成、改良 6. 農業用機械等の購入、借入れ及び貸付け

#### (2) 沿革

昭和45年10月1日 財団法人群馬県農業公社設立

昭和46年2月6日 農地保有合理化法人指定

平成6年2月21日 農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針に県段階の農地保有合理化法人として位置付けられる

平成10年10月1日 農業後継者育成基金と農業公社の統合、青年農業者等育成センター指定

平成24年4月1日 公益財団法人へ移行後 26年4月23日 農地中間管理機構として指定を受ける

平成26年4月23日 農地中間管理機構として指定を受ける

#### (3) 群馬県農業公社設置の目的

群馬県農業公社は、農地の流動化、農業の担い手の確保・育成、農業生産基盤の造成整備等に関する事業を行い、もって農業者の経済的、社会的地位の向上と本県農業の振興に寄与することを目的とする（定款第3条）。

#### (4) 事業の概要

群馬県農業公社の設置目的を達成するため、次の事業を実施している。

##### ① 農地流動化の促進

###### (ア) 農地中間管理事業

農地中間管理事業とは、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」で示された「10 年後に目指す姿」の実現に向け、農用地等の効率的な利用と有効利用を推進するために各都道府県毎に設立される農地中間管理機構が行う事業で、農業構造の改革と生産コストの削減により、農業競争力を強化することをねらいとしている。

群馬県農業公社では、農地を借受け（農地中間管理機構）、担い手（個人経営・法人経営・集落営農など）がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付け、貸し付けるまでの間、農地として管理し、必要な場合、簡易な条件整備を実施している。

（注）農地中間管理機構とは……担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、都道府県知事が「農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人」を指定し、都道府県に 1 つ設置される。

###### (イ) 農地売買等事業ほか

昭和 45 年に創設された農地保有合理化事業が、法律の一部改正により、平成 26 年度から新たな制度に変更となり、これまで農地保有合理化法人が行ってきた農地と買入れと売渡しは、群馬県農業公社が農地中間管理機構の特例事業として引き続き実施する。この事業は農業経営の改善と計画的に進めようとする農業者等に対する農業経営の規模拡大や農用地の利用集積、農業経営基盤の強化等を総合的に講ずることによる農業の健全な発展をねらいとしている。

##### ● 農地売買等事業

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を促進するための国庫補助事業で、売買は、一般事業と農用地等売渡事業で構成されている。

一般事業……農業委員会のあっせん等により、農用地等の買入れ、売渡しを行う。（本事業は、国庫補助対象外であるため、一部の費用につき利用者負担が発生する。）

農用地等売買事業……認定農業者等への農用地等の利用集積のために、農用地等の買入れ、売渡し、交換、一時貸付けを行った後に売渡しを行う。また、農地に付帯する農業用施設等についても、買入れ、売渡し、一時貸付けを行った後に売渡しを行う。

##### ● 農地売買信託等事業

農地価格の下落等により、農地中間管理事業を活用した農地の流動化が困難な地域において、規模縮小農業者等から農地の売渡しについて信託を引き受けることと併せて、売買信託委託者に売り渡しする。

##### ● 農業生産法人出資育成事業

農業生産法人の自己資金充実と経営規模拡大の支援のため、認定農業者資格を持つ農

業生産法人に農地の現物出資等と併せた金銭出資をし、その現物出資等に伴い付与される持分を、その法人の他の構成員に 25 年以内に計画的に分割譲渡する。

● 研修等事業

農業売買等事業により買入れ又は借入れた農用地等を利用し、新規就農希望者等に対して農業技術や農業経営等を実施に習得してもらうための研修事業を行う。

② 青年農業者等担い手の確保・育成

(ア) 農業後継者育成基金事業

農業後継者育成基金の運用益による農業後継者の定着化、農業青年の研修・仲間づくり活用及び組織活動等に対して助成する。

(イ) 青年農業者等就農支援事業

農業経営基盤強化促進法（平成 25 年度以前は青年等就農促進法）に基づき、県青年農業者等育成センターとして、就農を希望する青年等に対して就農啓発や就農相談等の支援活動を行うとともに無料職業紹介活動にも取り組む。

(ウ) 就農支援資金貸付け事業

青年等就農促進法に基づき、県青年農業者等育成センターとして、就農を希望する青年に対し、就農研修及び就農準備に要する資金を貸し付ける。

③ 未利用農地の有効活用への取組み

(ア) 再生作業等の取組みを支援

各地で取り組んでいる未利用農地（耕作放棄地又は遊休農地）再生について、作業費積算や再生作業など、農地活用の取組みを円滑に進めるための支援を行う。

④ 活力ある農業・農村への取組み

(ア) 農地と担い手とのマッチングを支援

農地や農業用施設の遊休化を解決するため、群馬県農業公社の農地中間管理事業と農業後継者育成基金事業等を生かしながら、農地と担い手の相互調整事業という新たな事業に取り組む。

(5) 基本財産 631,121 千円

(内訳)

基本財産（群馬県農業公社） 15,000 千円（寄付金）

群馬県 10,000 千円、農協中央会 5,000 千円

基本財産（農業後継者育成基金） 616,121 千円（出捐金）

群馬県 304,000 千円、市町村 142,500 千円、農協団体等 169,621 千円

(6) 人員構成 (平成 26 年 12 月 15 日現在)

区分		一般	県現職	県 OB	計
役員	理事長		1		1
	理事	4	1		5
	監事	2			2
職員	事務局長		1		1
	事務局次長		1		1
	一般職員	4	2		6
	嘱託・臨時	3		1	4
合計		13	6	1	20

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	339,677	291,958	220,300	注 1
固定資産	975,578	973,943	669,849	注 2
流動負債	65,400	41,739	4,361	注 3
固定負債	272,795	233,773	197,508	注 4
正味財産	977,059	990,388	688,279	—

備考 資産・負債の主な内訳 (平成 25 年度決算)

○注 1 流動資産 担い手事業用地 121,740 千円 担い手タイプ事業用地 41,235 千円

○注 2 固定資産 基金 (基本財産) 616,121 千円、

退職給付引当資産 (特定資産) 20,914 千円

○注 3 流動負債 未払金 3,216 千円

○注 4 固定負債 担い手事業借入金 121,740 千円、担い手タイプ借入金 41,235 千円

退職給付引当金 20,914 千円

## (2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	167,871	276,761	197,575	注 1
経常費用	201,248	270,112	202,854	注 2
当期経常増減額	△33,377	6,649	△5,278	—
経常外収益	1,076	3,474	296,000	注 3
経常外費用	110	757	296,027	注 4
当期一般正味財産増減額	△32,410	9,367	△5,306	—

備考 収益・費用の主な内訳

○注 1 担い手事業用地売却益 94,694 千円 (25 年度)

平成 24 年度、経常収益が大きかった理由

担い手タイプ用地売却収益 89,864 千円 (23 年度なし、25 年度 22,243 千円)

○注 2 農業用地費 (事業費) 132,401 千円 (25 年度)

平成 24 年度、経常費用が大きかった理由

農業用地費 176,856 千円 (23 年度 68,010 千円、25 年度 132,401 千円)

○注 3 経常外収益内訳

平成 23 年度、平成 24 年度…車両運搬具売却益

平成 25 年度…基金取崩収入 296,000 千円

○注 4 経常外費用内訳

平成 23 年度、平成 24 年度…車両運搬具除却損、備品除却損

平成 25 年度…基金返還額 296,000 千円、車両運搬具除却損

## (3) 群馬県の出資法人への関与状況

・公的支援 (フロー)

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
補助金 (助成金)	9,012	15,833	13,282	注 1
利子補給	—	—	—	—
税の減免	—	—	—	—
その他 (貸付金)	—	—	—	—
合計	9,012	15,833	13,282	
(参考) 委託料	5,059	10,299	12,488	注 2

備考 注 1 補助金の内訳

○平成 23 年度 農地保有合理化事業 3,732 千円、新規就農者育成事業 3,386 千円、就農牧野振興対策事業 1,894 千円

○平成24年度 農地保有合理化事業 11,365千円、新規就農者育成事業 3,314千円、  
 収穫調整等事業 1,150千円、はばたけ！ぐんまの担い手支援事業 4千円

○平成25年度 農地保有合理化事業 9,920千円、新規就農者育成事業 3,314千円  
 はばたけ！ぐんまの担い手支援事業 48千円

備考 注2 委託料の内訳

○耕作放棄地利用促進対策事業委託（ふるさと雇用再生特別基金事業）  
 （平成21年度～平成23年度）

○農地と担い手の相互調整事業委託（平成24年度～）

・公的支援（ストック）

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	216,780	200,103	164,057	注1
貸付金残高	37,067	12,537	12,537	注2
出資金	610,000	610,000	314,000	群馬県
合計	863,847	822,640	490,594	

備考 注1 損失補償契約に係る債務残高の内容

農地保有合理化関連事業に係る農地等買入資金の借入れについて、損失補償を行う。

備考 注2 貸付残高の内容

就農支援資金事業に係る費用を貸付け

## 【事業活動】

### 3. 運営方針の改訂の必要性

群馬県農業公社の抜本的な改革方向を検討するため、外部有識者5人からなる「財団法人群馬農業公社改革検討委員会」が平成22年8月に設置され、「財団法人群馬県農業公社のあるべき姿・改革の方向について」という報告書が平成23年2月に取りまとめられている。

この報告内容とともに群馬県農政部による現状と課題の検討に基づいて、平成24年3月に「財団法人群馬県農業公社の運営方針について」が、同じく群馬県農政部により作成されている。

現在、群馬県農業公社はこの運営方針に基づく目標設定と事業推進を行っている。しかしながら、群馬県農業公社は平成26年4月より農地中間管理機構として指定されており、農地保有合理化事業のうち、農地の借受け・貸付け事業は農地中間管理事業として、農地の買入れ・売渡し事業は農地中間管理機構の特例事業として位置づけられることとなった。

また、これに伴って平成26年度の予算内容及び規模が、以下のように大きく変動している。

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	増減	増減内容
経常収益	310,631	807,422	+496,791	農地中間管理事業補助金及び基盤整備促進事業補助金
経常費用	309,734	815,885	+506,151	農地条件整備工事、業務委託費及び農用地の借入料

なお、農地流動化の促進のための事業形態としては、主に農地売買方式と農地賃貸借方式とがあり、旧来の農地保有合理化法人の農地流動化手法は売買が原則であったが、下記のような問題点があった（農林水産省「農地中間管理機構の検討状況」資料より抜粋）。

- ✓ 農地所有者は、基本的に農地を売りにたくない。
- ✓ 受け手も収益価格より高い価格では買えない。
- ✓ 農地保有合理化法人も、多額の買取資金が必要であること、買ってうまく売れなければ不良資産となること。

そこで新たに制度化された農地中間管理機構は、この問題点を解消するためにリース（賃貸借）方式を中心として事業推進することとなっている（農林水産省「農地中間管理機構に関するQ&A」より）。

## 【指摘事項 16】

群馬県農業公社の運営方針が平成 24 年 3 月に群馬県農政部により作成されている。この運営方針は、平成 27 年度を最終目標年度としている。なお、外部有識者で構成された検討委員会によって取りまとめられた平成 23 年 2 月の報告書等を基礎として、運営方針は作成されている。また、群馬県農業公社はこの運営方針に基づく目標設定と事業推進を行っている。

しかしながら、当該運営方針の作成後、平成 26 年 4 月より農地中間管理機構として指定されるなど、事業構造が大きく変化している。

<主な変更点>

- ✓ 新たに制度化された農地中間管理機構においては、農地の借受け・貸付け事業が中心的な施策として位置づけられていること。
- ✓ 予算規模が従来とは比較にならないほど大きなものとなっていること。

したがって、新たに加えられた農地の借受け・貸付け事業の位置づけ・規模等を踏まえて、運営方針を改訂する必要がある。

## 4. 収益目的事業（受託事業）

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとされている（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 14 条）。また、公益法人は、公益目的事業比率（公益目的事業が 50%以上）を達成する範囲内で収益事業等を行うことができるが、収益事業等により獲得した利益の 50%は公益目的事業に使用しなければならないとされている（同法律第 18 条第 4 項）。このように、公益法人では、公益目的事業からは利益を獲得してはならないため、公益目的事業の財源を確保するためには、いかに収益事業を効率的に実施するかが鍵となる。

現在、群馬県農業公社では、収益目的事業として、受託事業を行っている。受託事業は、農用地改良のために、群馬県農業公社が所有している機械等を使用して草地造成や牧草地除染作業を行う請負制事業と、時間制による耕作放棄地対策事業の他、機械の貸付等がある。

平成 24 年度～平成 26 年度及び平成 27 年（予算）での受託事業の内容は以下の通りである。

（単位：千円）

	H24/3	H25/3	H26/3	H27/3(予)
設計業務委託	—	—	2,961	—
草地造成等	2,600	3,836	—	—
基本構想業務	829	—	—	—
牧草地除染作業	—	23,001	8,990	25,650
小規模土地改良	47	3,297	—	—



耕作放棄地対策	69	789	1,024	2,800
農地中間管理機構関係	—	—	—	2,970
機械貸付	—	11	—	—
計	3,546	30,938	12,976	31,420

注：(予)は予算書の金額である。

平成24年度～平成26年度は東京電力の原発事故による牧草地除染作業があったが(平成26年度で終了予定)、それを除くと受託事業の金額は毎年5,000千円程度である。

また、平成23年2月に報告書が提出された、財団法人群馬県農業公社改革検討委員会による「財団法人群馬県農業公社のあるべき姿・改革の方向について」によれば、受託事業は縮小方向とし、粗飼料収穫調整事業(公益目的会計)、耕作放棄地解消作業のみ実施するとされている。

しかし、公益目的事業では利益計上を目的とすることが出来ず、収益目的事業会計において利益計上が出来なければ、財政状態が悪化する懸念がある。

ただし、平成27年度の暫定予算書によれば、受託事業による収益を18,500千円計上しており、平成26年度までの牧草地除染作業を除けば、増額見込みである。この中には、平成26年度から実施される農地中間管理事業に関する事業が以下の通り含まれている。

(単位：千円)

	平成27/3 予算	平成28/3 予算
農地中間管理機構農地再生(抜根等含む)	1,300	2,600
農地中間管理機構簡易な圃場整備(畦畔除去、暗渠排水等)	170	340
農地中間管理機構保安全管理(草刈り等)	1,500	1,500
計	2,970	4,440

今後、牧草地除染作業が終了するため、農地中間管理機構関係の業務等を積極的に受注し、核となる事業を育てていくことが望まれる。

#### 【意見 52】

公益法人では、公益目的事業からは利益を獲得してはならないため、公益目的事業の財源を確保するためには、いかに収益事業を効率的に実施するかが鍵となる。現在、群馬県農業公社では、収益目的事業として、受託事業を行っているが、東京電力の原発事故による牧草地除染作業を除くと受託事業の金額は毎年5,000千円程度である。

また、平成23年2月に報告書が提出された、財団法人群馬県農業公社改革検討委員

会による「財団法人群馬県農業公社のあるべき姿・改革の方向について」によれば、受託事業は縮小方向とし、粗飼料収穫調整事業（公益目的会計）、耕作放棄地解消作業のみ実施するとされている。

しかし、公益目的事業では利益計上を目的とすることが出来ず、収益目的事業会計において利益計上が出来なければ、財政状態が悪化する懸念がある。

平成27年度の暫定予算書によれば、受託事業による収益を18,500千円計上しており、平成26年度までの牧草地除染作業を除けば、増額見込みである。平成26年度及び平成27年度の予算書では、平成26年度から開始された農地中間管理機構関連事業がそれぞれ2,970千円、4,440千円計上されていることから、今後、農地中間管理機構関係の業務等を積極的に受注し、核となる事業を育てていくことが望まれる。

#### 5. 農地と担い手の相互調整事業（体験農園事業）

新たな就農者を生み出す場とした体験農園について、平成25年7月～平成26年6月まで第1回体験農園コースを実施し、11名が参加した。また、平成26年4月～平成27年3月まで第2回体験農園コースを実施中であり、8名が参加している。第1回の参加者11名に対して6月29日の終了時にアンケート調査を実施し、10名から回答を得たが、10月15日の往査日現在、アンケート結果がまとめられていない。

アンケートは参加者の生の声を聴き、次回以降の事業に活かすために重要なツールである。しかし、アンケートはただ実施するだけでなく、その結果を取りまとめて分析し、この情報を関係者で共有することで初めて、次回以降の事業に活かすことが可能となる。

しかし、アンケート実施から3か月以上経過しているが、アンケート結果がまとめられていないため、関係者に対して回覧されておらず、このため、当該結果が現在実施中の第2回体験農園コースに活用されていない。現在、第2回の体験農園コース実施中であること、また、第3回の体験農園コースも実施予定であることから、アンケート結果については速やかにまとめ、回覧し、現在及び次回以降の事業の実施に活用する必要がある。

#### 【意見 53】

新たな就農者を生み出す場とした体験農園について、平成25年7月～平成26年6月まで第1回体験農園コースに11名が参加し、6月29日の終了時にアンケート調査を実施した。

しかし、アンケート実施から3か月以上経過しているが、アンケート結果がまとめられていないため、関係者に対して回覧されておらず、このため、アンケート結果が、現在実施中の第2回体験農園コースに活用されていない。現在、第2回の体験農園コース実施中であること、また、第3回の体験農園コースも実施予定であることから、アンケート結果については速やかにまとめ、回覧し、現在及び次回以降の事業の実施に活用する必要がある。

## 6. 農業後継者育成基金事業（農業青年仲間づくり活動推進事業（共同プロジェクト活動費））の助成

農業青年仲間づくり活動促進事業は、農業経営と農業生活の向上を目的として組織的実践活動を行う者に対して助成し、優れた農業後継者の確保・育成を図るものである。農業青年仲間づくり活動促進事業では3つの事業に対して助成金を支出しており、それぞれの助成金の額は以下のとおりである。

種 類	助成金額
視察事例研究調査及び研究研修会	助成を受けようとする事業に要する経費の1/2（千円未満のは数切り捨て）若しくは35,000円のいずれか低い額
共同プロジェクト活動費	助成を受けようとする事業に要する経費（千円未満のは数切り捨て）若しくは70,000円のいずれか低い額

共同プロジェクト活動費の助成金は、農業又は村づくりに関する共同プロジェクトの実施に要する経費とされており（農業後継者育成基金事業実施規程第12条第2項）、助成額は、助成を受けようとする事業に要する経費（千円未満のは数切り捨て）若しくは70,000円のいずれか低い額とされている（同実施要領第8条第2項）。

助成を受けようとする者は、関係機関の推薦を得て、申請書を公社に提出し、公社は、その内容等について審査を行い、事業を実施することが適当であると認めたときは助成を行う（同実施規程第14条）。

共同プロジェクト活動費に対して、平成25年度では3団体に対して助成金が交付されているが、以下の1団体は事業に要する経費として検討会費が総事業費の47%を占めていた。支出内容は以下のとおりであり、検討会費の支出内容は、夕食、お茶代であった。

【収入】	金額	摘 要
会費	26,921	
助成金（群馬県農業公社）	70,000	
計	96,921	
【支出】		
土壌分析費	48,000	土壌分析代
送料	501	分析機関に送る土の送料
コピー代	2,420	印刷・コピー代
検討会費	46,000	夕食、お茶代
計	96,921	

（注：他の2団体では、1団体は検討会の食事代が総事業費の17%であり、もう1団体は検討会の食事代は支出されていなかった。）

当該事業の助成対象は、農業又は村づくりに関する共同プロジェクトの実施に要する経費であるが、検討会費の内訳は会場代等ではなく、その支出は飲食代であることから、プロジェクトに対する直接不可避な経費ではない。また、総収入に占める検討会費の金額は47%と高く、会費をすべて検討会費に回したとしても、残額19,079円は助成金から支出されたことになる。他の団体では、検討会の食事代には助成金を当てていない事例もあることから、不公平が生じるおそれがある。

また、共同プロジェクト活動費は研究等に経費がかかるとの理由から、他の助成金と比較して、助成金額が引き上げられている。しかし、実際の支出内容を見ると、助成金の増額分の多くが、実際の研究費ではなく、検討会の飲食代に支出されているため、有効活用されているとは言い難い。従って、群馬県農業公社において、助成の申請書類及び実際の支出内容について詳細に検討し、助成金が有効に活用されているか否かを検証する必要がある。検証の結果によっては、必要に応じて、助成割合を設ける、上限を減額するなどの措置を講ずることが望ましい。

#### 【意見 54】

農業青年仲間づくり活動促進事業は、農業経営と農業生活の向上を目的として組織的実践活動を行う者に対して助成し、優れた農業後継者の確保・育成を図るものである。

共同プロジェクト活動費の助成金は、農業又は村づくりに関する共同プロジェクトの実施に要する経費とされており、助成額は、助成を受けようとする事業に要する経費若しくは70,000円のいずれか低い額とされている。

助成を受けようとする者は、関係機関の推薦を得て、申請書を群馬県農業公社に提出し、群馬県農業公社は、その内容等について審査を行い、事業を実施することが適当であると認めるときは助成を行っている。

共同プロジェクト活動費は研究等に経費がかかるとの理由から、他の助成金と比較して、助成金額が引き上げられている。しかし、実際の支出内容を見ると、助成金の増額分の多くが、実際の研究費ではなく、検討会の飲食代に支出されているため、有効活用されているとは言い難い。従って、群馬県農業公社において、助成の申請書類及び実際の支出内容について詳細に検討し、助成金が有効に活用されているか否かを検証する必要がある。検証の結果によっては、必要に応じて、助成割合を設ける、上限を減額するなどの措置を講ずることが望ましい。

## 【組織】

### 7. 評議員会の決議

財団法人には、一般社団法人及び公益財団法人に関する法律の規定により、評議員（会）を設ける必要がある。評議員（会）は、役員（理事及び監事）の選任並びに重要な業務運営について意見を述べる等、役員との諮問に応じ、独善的運営をチェックするなど、法人の業務を公正に行うための重要な機関である。

群馬県農業公社が平成 24 年度に公益法人化してから、平成 25 年度までにおいて評議員会が開催された回数は、全部で 4 回となっている。

日時	H24 年 5 月 30 日	H24 年 6 月 26 日	H25 年 6 月 28 日	H26 年 3 月 20 日
決議方法	書面決議	出席決議	書面決議	書面決議

定款第 24 条には下記の規程がある。

（定足数）

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

また、第 26 条には下記の規程がある。

（決議の省略）

第 26 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

群馬県農業公社の評議員は 9 名であるが、評議員の出席のもと評議員会が開催されたのは平成 24 年 6 月 26 日に開催された 1 回だけであり、それ以外の評議員会は多忙な評議員が出席できないことから、定足数である過半数が出席できず、全て書面決議となっている。

評議員（会）は、役員（理事及び監事）の選任並びに重要な業務運営について意見を述べ、また理事の諮問に応じ独善的運営をチェックするなど、法人の業務を公正に行うための重要な機関である。

群馬県農業公社の評議員会では、評議員会での決議が書面議決により行われているため、重要な業務運営について意見を述べ、また当該業務運営についてチェックを行うなどの評議員会に求められている機能が果たされていない。

出席が困難な評議員が多いことから評議員会が開催できないのであれば、評議員会に求められている機能を果たすためにも出席可能な評議員を選任すべきである。

## 【指摘事項 17】

群馬県農業公社が平成 24 年度に公益法人化してから、平成 25 年度までにおいて評議員会が開催された回数は、全部で 4 回となっている。

しかし、評議員が出席して質疑応答が行われ決議が行われているのは 1 回だけであり、それ以外の 3 回の評議員会は、多忙な評議員が出席できないことから定足数（評議員の過半数）に満たないため、決議の省略の規程（評議員が書面により同意の意思表示をした場合には、評議員会の決議があったものとする。）により、評議員会の決議があったものとして処理されている。

評議員（会）は、役員（理事及び監事）の選任並びに重要な業務運営について意見を述べ、また理事の諮問に応じ独善的運営をチェックするなど、法人の業務を公正に行うための重要な機関である。

この点に関して、群馬県農業公社の評議員会では、評議員会での決議が書面議決により行われることが多くなっているため、重要な業務運営について意見を述べ、また当該業務運営についてチェックを行うなどの評議員会に求められている機能が十分に果たされているとは言い難い状況となっている。

したがって、可能な限り評議員会を開催して直接的な意見交換並びに審議の場を設けるべきであり、出席が困難な評議員が多いことから評議員会が開催できないのであれば、評議員会に求められている機能を果たすためにも出席可能な評議員を選任すべきである。

## 【資金運用】

### 8. 資金運用の方針

群馬県農業公社では、定款第 7 条において下記のとおり、財産（資金）の維持管理及び運用について定めている。

（財産の維持管理及び運用）

第 7 条 会社の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は信託会社（投資信託を除く）に信託し、若しくは国債、公債その他の確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

群馬県農業公社では、上記規程に準拠し平成 26 年 3 月末において下記のとおり資金運用を行っている。

勘定科目	種類	金額 (千円)	利率 (%)	期間
基本財産	群馬県債	62,600	1.9	10年(平成18年12月から平成28年11月)
	群馬県債	50,000	1.71	10年(平成20年11月から平成30年11月)
	群馬県債	114,500	0.38	5年(平成23年11月から平成28年11月)
	群馬県債	150,000	0.801	10年(平成24年11月から平成34年11月)
	国債	159,000	1.5	10年(平成16年10月から平成26年10月)
	定期預金	30,505	0.025	1年(平成26年3月から平成27年3月)
	群馬県債	50,000	1.9	10年(平成18年11月から平成28年11月)
合計		616,605		

上記の基本財産の受取利息として、平成 25 年度は、7,273,504 円を計上している。

上記国債のうち平成 16 年から平成 20 年に購入したものについては、1.5%から 1.9%で運用されている。

平成 26 年 3 月末を基準とした場合には、今後 3 年間で 386,100 千円の国債が償還される予定である。償還された金額で同じ 10 年の商品を購入した場合、利率は 0.5%程度まで下落することになり、仮に上記基本財産の全額が 0.5%程度での運用利回りとなった場合には、受取利息は 3,000 千円程度となる。

上記利回りを獲得するには、20 年物国債等（148 号 平均利回り 1.527%）の長期債券の購入が必要になるが、一方で長期債券には将来金利が上昇した場合に、その時に発行された債券であれば得られたであろう利息が得られない機会損失のリスクや含み損のリスクがある。

上記状況が見込まれるにも関わらず、現在、群馬県農業公社において、将来どのような運用を行っていくのかといった特段の検討が行われていない。

将来の償還に備えて、群馬県農業公社として運用利回りを確保するためにどの程度長期の債券を保有するのか、又は当面は将来の金利上昇リスクがあることから長期債券の保有は行わず短期債券の運用を行っていくといった検討を行うことが必要である。

#### 【意見 55】

群馬県農業公社では、平成 26 年 3 月末において保有している債券（616,605 千円）は、1.5%から 1.9%の利回りで運用されているが、今後 3 年間で 386,100 千円の国債が償還される予定である。

現状の利回り水準を維持するためには、20 年物国債等（148 号 平均利回り 1.527%）の長期債券の購入が必要になるが、一方で長期債券には将来金利が上昇した場合に、その時に発行された債券であれば得られたであろう利息が得られない機会

損失のリスクや含み損のリスクがある。

上記状況が見込まれるにも関わらず、現在、群馬県農業公社において、将来長期債券をどの程度保有するのか、または長期債券の保有は行わず将来の金利上昇に備えて短期債券での保有するのかといった特段の検討が行われていない。

将来の償還に備えて、群馬県農業公社として運用利回りを確保するために長期の債券を保有するのか、保有する場合にはどの程度保有するのか又は当面は将来の金利上昇リスクがあることから長期債券の保有は行わず短期債券の運用を行っていくといった運用方針の検討及び決定を行うことが必要である。

## 9. ペイオフ対策

### 預金保険制度

「預金保険制度」は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としている。

預金保険の対象金融機関は、下記の金融機関である。

- ・ 銀行（日本国内にあるもの）
- ・ 信用金庫
- ・ 信金中央金庫
- ・ 信用組合
- ・ 全国信用協同組合連合会
- ・ 労働金庫
- ・ 労働金庫連合会
- ・ 株式会社ゆうちょ銀行

預金等の保護の範囲は決済性預金（全額保護）、一般預金（合算して元本10,000千円までとその利息）、であり、外貨預金等は預金保護の対象外である。

ペイオフとは、狭い意味では、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のことであり、広い意味では、平成8年6月から講じられてきた預金等全額保護の特例措置が終了することを、「ペイオフ解禁」と呼ぶこともある。

上記のように銀行等に預けた一般預金について保護されるのは、合算して元本10,000千円とその利息までとなっている。

群馬県農業公社では、平成26年3月末現在において、群馬銀行の普通預金に19,339千円（普通一般 9,975千円、普通特別 9,364千円）の普通預金を保有しているが、すべて利息の付く普通預金となっており、ペイオフ対策はされていない。

しかし、ペイオフ解禁となっているため銀行の一般預金について合算して元本10,000千円とその利息までしか保護されないため、銀行が破たんした場合には、それ以上の預金金が不払いとなる。



## 【意見 56】

群馬県農業公社では、平成26年3月末現在において、群馬銀行の普通預金に19,339千円の普通預金を保有している。

「預金保険制度」により保護されるのは、一般預金に関しては合算して元本10,000千円とその利息までであるため、金融機関が倒産した場合には不払いとなるリスクがあるが、一方で預け入れる金額により利率が変更になる。

よって、金融機関の信用リスクと預入利率の双方を考慮し、必要があれば複数の銀行に預金を分散するなり、決済用預金に変更するなりのペイオフ対策を検討すべきであると考えます。

## 【会計】

### 10. 固定資産の貸借対照表及び減価償却費の区分経理への配賦計算

貸借対照表の内訳表において固定資産の事業ごとへの配賦が、行政庁に提出した計算表と整合性がとれない。同時に正味財産増減計算書における、使用割合による減価償却費の区分経理の配賦計算が正しく行われていない。

行政庁に提出する事業報告（定期提出書類）では、法人が所有する資産のうち、公益目的保有財産について、各事業への配賦基準と配賦率を示す計算表（別表C(3)）があるが、その計算表では、車両運搬具は使用割合に応じて、公益目的事業（公2）へ99.9%（帳簿価額8,022,309円）、収益事業へ0.1%（帳簿価額9,669円）を配賦することとしている。工具・器具も使用割合に応じて、公益目的事業（公2）へ10.5%（帳簿価額445,818円）、収益事業へ89.5%（帳簿価額3,790,350円）を配賦することとしている。備品についても使用割合に応じて公益目的事業（公1）へ99.9%（帳簿価額33,601円）、収益事業へ0.0%（帳簿価額13円）、法人会計へ0.1%（帳簿価額15円）配賦するとしている。リサイクル預託金についても、公益目的事業（公2）へ61.7%（29,510円）、収益事業へ38.3%（18,360円）を配賦している。

しかし、貸借対照表の内訳表では、車両運搬具は公益目的事業へ全額の8,031,978円（帳簿価額ベース）が計上され、工具・器具は、公益目的事業へ922,269円（帳簿価額ベース）が計上され、収益事業に3,313,899円（帳簿価額ベース）計上されている。同様に備品は、公益目的事業へ全額の33,629円（帳簿価額ベース）が計上され、リサイクル預託金はその全額が法人会計に計上されており、実績ベースでの報告である事業報告（定期提出書類）と配賦額、配賦率とも一致していない。

一方、正味財産増減計算書では、公益目的共通区分に車両運搬具の減価償却費の全額3,660,792円、工具器具減価償却費351,664円及び備品減価償却費23,412円が計上され、収益事業について、工具器具減価償却費が802,248円の合計4,838,116円が配賦されている。しかし、使用割合に基づいた区分によれば、公益目的事業のうち粗飼料増産

推進事業に、車両運搬具の減価償却費が 3,455,113 円、工具器具減価償却費が 116,785 円計上されるべきであり、公益目的事業のうち就農支援事業の区分に減価償却費 8,399 円が計上されるべきであった。また、収益事業については、車両運搬具の減価償却費が 1,037,127 円、工具器具減価償却費が 205,679 円、また備品の減価償却費が 3,883 円計上されるべきであり、法人会計には備品減価償却費が 11,130 円計上されるべきであることが判明した。

行政庁に提出する定期提出書類は計算表（別表 C(3)）も含め、法人の事業計画ではなく、年度実績の報告となるため、財務諸表と内容が一致している必要があるが一致していない。

定期提出書類が正しく作成されていないと、財務 3 基準である遊休財産の保有制限の判定の計算や、公益目的取得財産残額の計算が正しく行われたい可能性がある。

また、正味財産増減計算書では、実際の使用割合に応じた減価償却費が配賦されておらず、事業区分ごとに正しい損益計算ができていない。合わせて車両運搬具の使用割合に比例したリサイクル預託金の正しい配賦がなされていない。

#### 【意見 57】

貸借対照表の内訳表における固定資産の事業ごとへの配賦は使用割合に基づいた適正な金額でなされるべきであり、同時に正味財産増減計算書においても使用割合による減価償却費の区分経理の配賦計算を正しく行うことが必要である。また、車両運搬具の使用割合に比例したリサイクル預託金の正しい配賦処理も必要である。

なお、行政庁に提出する定期提出書類は、法人の事業計画ではなく年度実績の報告となるため、財務諸表と内容が一致している必要がある。定期提出書類を正しく作成し、財務 3 基準である遊休財産の保有制限の判定の計算や公益目的取得財産残額の計算を正しく行うことが必要であると考えられる。

### 11. 固定資産の減価償却費の計算

平成 20 年度の税制改正によって、農業用設備について法定耐用年数が 7 年に統一されているが、固定資産台帳を確認したところ、改正後、新たに取得した減価償却資産だけでなく、償却中の資産も改正後の耐用年数で減価償却を計算する必要があるにもかかわらず、耐用年数が 7 年に統一されず、旧耐用年数による償却率で減価償却費が計算されていた。

すなわち、旧別表第 7 が廃止され、別表第 2 の農業用設備に統合されて、トラクターをはじめ耕うん整地用機具や作物の収穫調整用機具など幅広い農業用設備の耐用年数が 7 年に統一されているが、旧別表による耐用年数が附されて減価償却費が計算されていた。平成 20 年 4 月 1 日以降開始事業年度からは、新たに取得した減価償却資産だけでなく、既存の減価償却資産も改正後の耐用年数で減価償却を行うことが必要であるが、旧耐用年数による償却率のまま減価償却費を計算していた。

また、「会計ソフト」が備品勘定に計上されており、耐用年数6年で減価償却を行い、残存価額が5円残っている計算となっている。

新規に取得した固定資産だけではなく既存の固定資産も法定耐用年数が統一化された税法改正に応じた正しい減価償却費が計算されていない。また、無形固定資産に分類されるべきであるが、有形固定資産に計上され、耐用年数や残存価額などの誤りにより、会計ソフトの正しい償却額が計算されていない。

#### 【指摘事項 18】

農機具の税制改正後の耐用年数は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度について適用されることになる。ただし、その資産の取得時にさかのぼって再計算するものではなく、昨年申告の資産の未償却残高について、新たな耐用年数で計算することが正しい減価償却計算となる。また、会計ソフトについては無形固定資産の区分の「ソフトウェア」という勘定科目で処理し、残存価格をゼロとして5年間で均等に償却する方法が正しい減価償却費計算となる。

## 12. 固定資産の現物管理及び台帳管理

- ① 所有する固定資産や資産計上されていない（取得価額10万円以下）物品についての現物管理が十分に行えていない。一部の所有する固定資産については、年度・番号（例 61年3号）を附したプレートを作成して資産に貼付しているが、プレート貼付を実施しているのはすべての資産ではないため、現物の管理が徹底されていない。さらに、定期的な資産の実地調査によるチェックも行われていない。また、固定資産の管理責任者が不在あるいは曖昧である。
- ② 現在、固定資産台帳を手書きで作成しており、固定資産の管理システムを導入していない。

群馬県農業公社が所有する車両運搬具や農業用設備は平成25年度末では減価償却資産だけでも60近くにも数が及び、減価償却対象となっていない少額な部品も含めると群馬県農業公社の資産は多数にのぼると考えられる。移動が容易な取付部品（アタッチメント）も多いため、個別管理を怠ると、紛失や盗難の可能性が高くなるおそれがある。また、群馬県農業公社の会計規程において「固定資産の管理は別に定めるもののほか、理事長が行わなければならない」（第37条）や「有形固定資産に属さない物品に関しては、保管は出納責任者が行うものとし、その状況を明らかにしなければならない」（第30条）としているが、現状では管理責任者が曖昧になっており、徹底した管理を実行する人が欠けていると考える。

さらに、固定資産台帳が手書きによる作成の場合、計算誤りや専門的な知識不足、また税制改正による計算方法の変更などへの対処が遅れるなど、減価償却費の正確な計算が担保出来ない。

**【意見 58】**

群馬県農業公社の所有する減価償却の対象資産やその他の物品は、数多く存在すると考えられ、また、農機具においても移動が可能であるものが多いため、それらの紛失や盗難を防止するためにも、現品管理をしっかりと行うことが望ましい。その際、資産に貼付する管理プレートは、原則全ての物品に貼付し、かつ定期的に現物の棚卸しチェックを行うことが望ましい。また、固定資産の管理者と監督者を明確に定めたいと、徹底した資産管理を行うことが重要だと思われる。

さらに、固定資産台帳を手書きによるのではなく、システム化することで減価償却費の計算誤りや税制改正による計算方法の変更などへの対処遅れなどを防止できると期待されるので固定資産管理のシステム化を検討されたい。

**13. データのセキュリティ対策**

農地の売買を管理するデータ（農地台帳）は、ネットワーク化を進めているが、現状での運用はエクセルデータで管理している。農地台帳のデータは、ネットワーク回線で接続されたハードディスク内の共有ファイルに保存されている。農地台帳のデータの使用者は法人内の3名が行っている。共有ファイルは、ネットに接続されている法人内のパソコンであれば、農地台帳のデータの閲覧や操作が誰でも可能となっている。

また、会計システムは事務担当者2名が単体のパソコン上でパスワード管理を行い、月1回程度の会計データの入力業務を行う際に、バックアップを行っている。会計システムは、外部委託業者に依頼しないとインストールできず、現在は1台の運用パソコンに会計システムが入っているのみである。会計システムの運用上の疑問点や不具合が生じたときは、外部委託業者にデータを添付したメールを伝送したうえで対処を依頼している。外部委託業者は受信した法人のデータは、3か月間の保管後、削除しているとのことであり、以下のようにまとめることができる。

	農地台帳データ（エクセル）	公益法人会計システム
運用パソコン	ネットワーク接続あり	1台単体 (ネットワーク接続なし)
セキュリティ (アクセス制限)	パスワード管理なし	パスワード管理あり
セキュリティ (外部委託業者との接続)	—	データをメール添付によって外部委託業者とデータ共有 (外部委託業者はデータ受信後、3か月保管し削除)
バックアップ媒体	ハードディスク内	ハードディスク1台・USBフラッシュメモリー1本・事務担当者本人の法人内のパソコン

バックアップ頻度	—	月1回
パスワード変更	—	前任の担当者変更時
パスワードの共有	なし（担当者のみ(1名)）	あり（事務担当者2名）

農地の売買を管理するデータ（農地台帳）は、現在、データベース化を進めてはいるものの、実際の運用はエクセルデータがメインとなっており、このデータが容易に外部へと漏えいしないためのセキュリティ対策が必要であるところ、ネットワークに接続されているパソコンでの閲覧や操作が誰でも可能となっており、セキュリティ体制がとられていないといえる。農地台帳は、農地の売買実績等多数の個人情報が含まれており、担当者以外の者が制限なく閲覧及び操作が可能であること、さらに複製が可能であることは、容易に外部へと情報が漏えいしてしまうおそれがある。

**【意見 59】**

農地の売買を管理するデータ（農地台帳）は、農地の売買実績等多数の個人情報が含まれているため、担当者以外の者が制限なく閲覧や操作を行うことができないよう、セキュリティ管理を厳密に行うことが望ましい。今後、ネットワーク化を進める際も、データ管理・保管体制をきちんと構築し、万が一の情報漏えいが発生するおそれがないよう十分配慮する必要がある。

また、会計システムのパスワード管理を行っている者は、現在、事務担当者2名のみであるが、セキュリティ強化のためには、定期的なパスワード（運用パソコンのパスワードを含む）の変更が望まれる。

**14. 消費税の中間申告納付時の区分経理**

消費税の中間申告額 882,600 円を平成 25 年 11 月末に納付しているが、消費税が発生した事業区分ごとに発生額を区分経理せずに、粗飼料増産推進事業区分の諸税負担金勘定に中間申告額の全額を計上していた。なお、期末時における確定消費税は還付が少額発生している。

事業区分ごとに課税売上高と課税仕入高の発生額が異なり、消費税を負担すべき事業区分に消費税が計上されていないため、粗飼料増産推進事業区分の諸税負担金勘定のみが過大計上となり、事業ごとの損益計算が正しく計上されていない。

**【意見 60】**

事業区分ごとに課税売上高と課税仕入れ高の発生額が異なるため、事業ごとの損益計算を正しく行うためには、それぞれの事業ごとに消費税の受取分（課税売上）と支払い分（課税仕入れ）を計算し、その差額を各事業にかかる確定消費税分として区分して把握すべきである。中間申告分についても同様に、それぞれの事業ごとに負担すべき消費税を計算し、もしくは各事業での負担按分比率を計算して各事業における正しい消費税の発生額を計上すべきと考える。